



たけだ こうすけさん／昭和59年2月生まれ、津別病院勤務

# 青春

くろーずあつぷ

今年4月から津別病院の歯科・口腔外科医長を務めている竹田康佑さんは、旭川市の出身。

実家が医院だったことから医療関係の仕事に興味を持ち、歯科医を目指して北海道医療大学歯学部に進学します。大学在学中の6年間は、歯科医師国家試験合格を目指して勉強や実習に奮闘。一方で勉学の合間に焼肉店でアルバイトをするなど、学校生活だけでは得られない貴重な社会経験も積みましました。

大学卒業後は、札幌市や利尻島

などの歯科医療施設で経験を重ねた後、縁あって津別への赴任となりました。

津別病院では外来患者、入院患者の口腔ケアに取り組んでおり「歯科治療を通じて地域医療に貢献したいと思います」と、抱負を話してくれました。

趣味はジョギングとドライブ。前任地の札幌ではあまり車に乗らなかつたという竹田さんですが、こちらに来てからは日常の買い物や、旭川への帰省など、車を運転する機会が増えたそうです。

# 温故知新

## 【462】津別町農業の振興・発展に尽力

丸尾 諭 さん



まるお さとしさん／昭和22年3月、津別町生まれ／69歳／共和在住

「最近では農家を継ぐ若い人が増え、津別の農業にとって良いことだと思います」と話すのは、50余年にわたり共和で農業を営んできた丸尾諭さん。平成11年から津別町農業委員会委員を務め、平成17年からは同会長として永く津別農業の振興・発展に尽力し、平成26年に町の功労表彰（産業開発功労者）を受けられました。

明治末期に香川県から入植した農家の4代目にあたる丸尾さんは、津別小、中学校から津別高等学校に進学します。当時の津別高校は1学年5クラスからなる立派な木造校舎で、丸尾さ

さんは剣道部に所属し、青春時代を過ごしました。

高校卒業後は、すぐに家業に励みます。それまで豆類やビート、ジャガイモなど多品種の作物を育てていましたが、昭和50年代以降は玉ねぎを中心に栽培するようになりました。最初のころは収量や品質が安定せず苦労しましたが、町内外の農家仲間が集う玉ねぎ振興会と共に試行錯誤の末、品質の良い玉ねぎを安定的に出荷するまでになりました。ご長男が5代目を継ぐようになつた今も、「若いころ共に苦労した振興会の仲間とは、よく顔を合わせます」と顔をほころばせます。

農業委員会委員及び会長職の時代は、法人化や機械化の推進による生産性の向上と、離農の遊休地をなくすことに力を注ぎました。その結果、積極的に農業を継ぐ若い世代が増えるという好循環が生まれてきています。仕事ばかりで特に趣味はないという丸尾さん。冬期間は、10人ほどの農家のグループ「農友会」で、津別小学校グラウンドのスケートリンク作りに精を出しています。子どもたちが安全にスケートを楽しめるよう、除雪から水撒き、管理など陰から支える作業は、もう30年も続いているそうです。

### 脂質を知ろう『油断大敵教室』を開催します

今、いろんな種類のある油について、また、LDLコレステロールなどが気になる方、一緒に脂質について考えてみませんか？

日時 10月18日(火)、10月25日(火)  
午後7時から1時間程度 場所 町民会館

内容	《1回目》 10月18日(火)	脂質の役割、脂質の種類を知る 食品の脂質の量を知る
	《2回目》 10月25日(火)	LDLコレステロールを減らす 食事を考える

参加費 無料 どちらか1回の参加も出来ます。  
持ち物 筆記用具 申込締切 10月13日(木)  
申込先 保健福祉課 健康医療グループ  
☎76-2151(内線231)

## 食生活指針① 「食事を楽しみましょう」

《実践のために》

- ◎毎日の食事で、健康寿命をのばしましょう。
- ◎おいしい食事を、味わいながらゆっくりよく噛んで食べましょう。
- ◎家族の団らんや人との交流を大切に、また、食事づくりに参加しましょう。

平均寿命は男性が約80歳、女性が約86歳です。しかし、健康寿命は男性が約71歳、女性が74歳です。バランスのとれた食事を口腔機能が食べられるようになっていくことが大切です。さらに食生活の知識などを身につけて、家族や友人などとコミュニケーションをとりながら食べることで個人の生活の質の低下を防ぎ、平均寿命と健康寿命の9～12年の差を縮めましょう。

**野菜を食べよう、1日350g!**

野菜を知ろう：先月の野菜は玉ねぎでした。玉ねぎは、何の料理にでも合いますが、豚肉などビタミンB1の多い食品と一緒に調理するとビタミンB1の吸収を助けます。今月はきのこです。生のものは煮物、焼き物、揚げ物、汁物など何にでも使えます。干すと、カルシウム吸収に必要なビタミンDが多くなります。ペーダグルカンという強い抗がん作用も含まれるきのこは？

# 暮らしを支える 税

納付のお忘れは  
ありませんか？

10月1日までに左記の納期限が到来しています。

町道民税	1期～2期
固定資産税	1期～3期
国民健康保険税	1期～4期
軽自動車税	全期分
介護保険料	1期～2期
後期高齢者医療保険料	1期～4期

役場から届いている納付書を確認していただき、納期限が過ぎていないものがありましたら、至急納付をお願いします。納期限を過ぎますと延滞金の計算の対象となり、納付する税額や納付日により、本税のほかに『延滞金』も納めていただくこととなります。

納期限後、納付されていない税がある『督促状』を送付します。それでもなお納付せず、そのまま放置しておくこと、給与、預貯金、財産等の差押をすることになります。納期限までに納付できない方は、そのまま放置せず、役場収納担当で納税相談されるようお願いいたします。

口座振替を利用されている方は、通常は納期限(郵便局は25日)の引落としになっていますので、振替日前までに口座の残高の確認をお願いします。残高不足で口座振替ができない場合は納付書(役場収納担当で再発行します)で納付していただくこととなります。